情報共有システム活用実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、工事施工中の受発注者間の業務効率化を図るため、情報共有システムの 活用について必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

(対象工事)

第3条 情報共有システムの利用対象は、静岡県交通基盤部及び経済産業部の発注する土 木工事、農林土木工事を対象とする。

(実施手続)

第4条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。

(利用システム)

第5条 情報共有システムは、原則として、「静岡県情報共有システム機能要件書」の仕様 を満たす静岡県の推奨するシステムを利用する。

(積算の取扱い)

第6条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる ものとする。

(運用)

第7条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品 運用ガイドライン」に基づき実施する。